

稲城市内の住所の整理 について

稲城市 都市建設部
都市計画課 住居表示担当

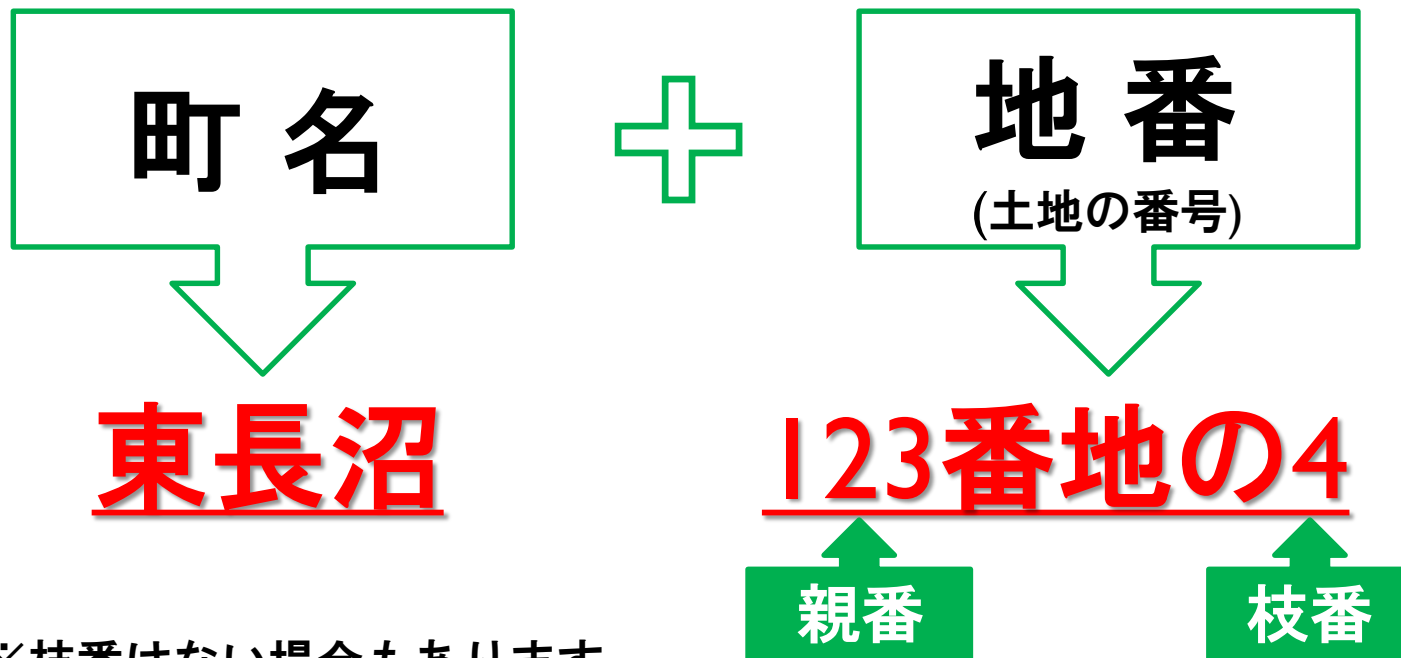


住所とは

住所には、土地の番号である地番を住所として表す方法と

住居表示法に基づく方法があります。

現在、稲城市では地番を住所として表す方法を使用しています。



※枝番はない場合もあります。

稲城市の町区域（大字）一覽

大字	小字/小計	面積(㊦)
矢野口	17字	256.6
東長沼	17字	193.4
大丸	28字	318.8
百村	17字	130.0
坂浜	49字	372.5
平尾	9字	46.8
平尾一丁目		29.5
平尾二丁目		39.5
平尾三丁目		34.4
	平尾小計	150.2
押立	6字	82.9

向陽台一丁目		6.7
向陽台二丁目		7.9
向陽台三丁目		15.9
向陽台四丁目		30.9
向陽台五丁目		7.4
向陽台六丁目		25.2
	向陽台小計	94.0
長峰一丁目		22.0
長峰二丁目		16.4
長峰三丁目		28.4
	長峰小計	66.8
若葉台一丁目		49.1
若葉台二丁目		25.3
若葉台三丁目		28.0
若葉台四丁目		29.4
	若葉台小計	131.8
合計		1,797.0

現在の住所の仕組みとその課題

10-3	10-2	10-1
10-4	10-5	



年数経過により

10-2		10-1
		10-6
10-4	10-5	
10-8		10-7

地番をそのまま使用しているため、最初は順序よく並んでいた番号も

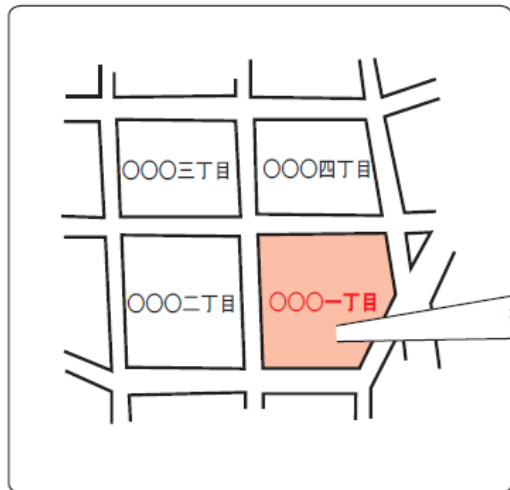
売買、相続等による分筆や合筆で順序がバラバラに



住所整理の手法

新町名

〇〇〇丁目



↑町の区域をはっきり分かりやすく区切り、〇〇〇×丁目にします。

親地番or街区符号

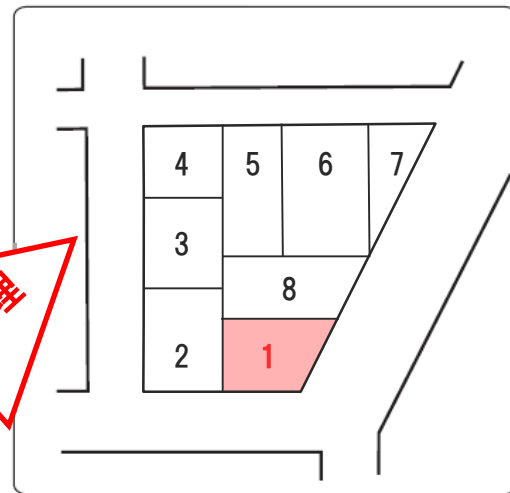
1番地or1番



↑町(〇〇〇×丁目)の中を分割してブロックに分け、順に親地番または街区番号を付けます。

枝番

1

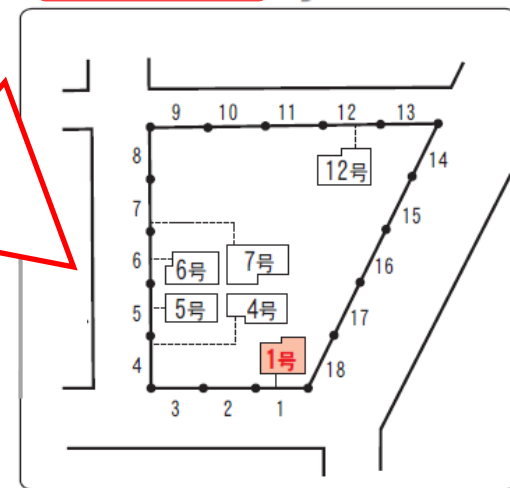


町界町名地番整理

↑親地番の中に複数の土地があれば、順に枝番を付けます。

住居番号

1号



住居表示

↑街区のまわりに基礎番号を設定し、家の出入口位置によって住居番号を決めます。

住所と地番の関係（例）

	現在	住所整理後	
		町界町名地番整理	住居表示
住所	東長沼123番地の4	東長沼一丁目1番地の1	東長沼一丁目1番1号
土地の地番	大字東長沼字一号123番4	東長沼一丁目1番1	東長沼一丁目123番4

町界町名地番整理

- ・ 地番と住所が同一
- ・ 区画整理区域に適用されることが多い

住居表示

- ・ 住居に番号をつけるため、土地の分合筆によって住所が変わらない
- ・ 市街化されている区域に適用されることが多い

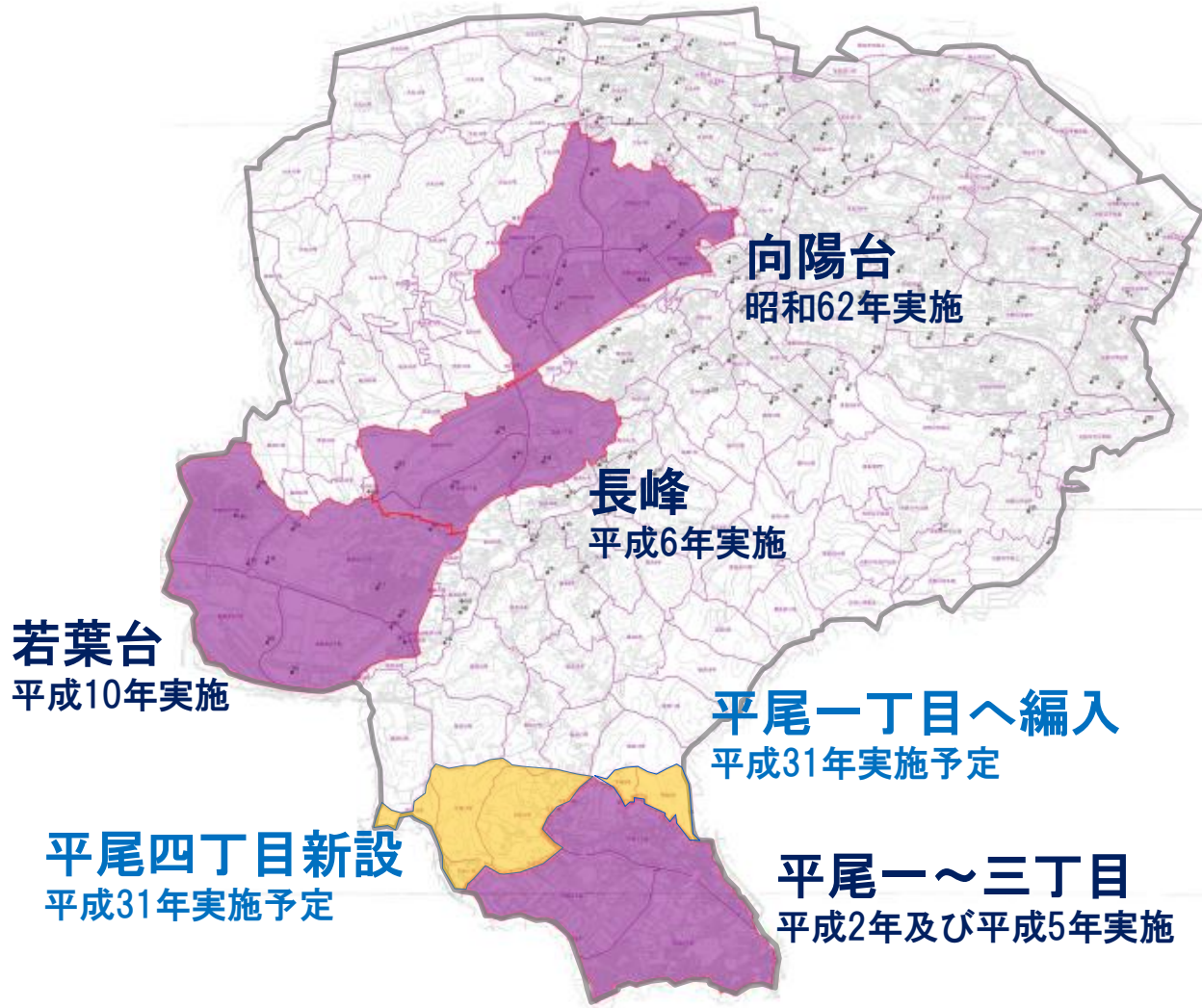
※この場合「東長沼一丁目」が町名です。

※住所の略式表記はどちらも

東長沼1-1-1



町界町名地番整理の実施済みの区域



表示板等の設置



街区表示板



住居番号表示板

※町界町名地番整理実施済みの区域は、改めて住所整理をしない予定ですが、表示板等の設置は検討します。

表示板を探すことで
土地勘がなくても
目的地がわかります。



住所整理の効果

《メリット》

- ・ 丁目などの設定により**町区域がわかりやすくなる**。
- ・ 丁目毎の世帯数の把握等が可能となり**防災面でも有効**
- ・ 順序良く住所が並ぶので、配達物の誤配が減る。
緊急車両の到着が早くなる。

《デメリット》

- ・ 個々の**住所変更手続きが煩雑**。
- ・ 企業の場合、作成した印刷物の修正などが発生する

※自治会等の区域を変更するものではありません。

住所整理基本方針（素案）内容

町（大字）区域の見直し方針

- ・町（大字）界の設定方法
- ・町名の考え方
- ・町の規模

着手順

市内の開発動向を考慮して
住所整理を実施していく順番について、方針を定める

進め方

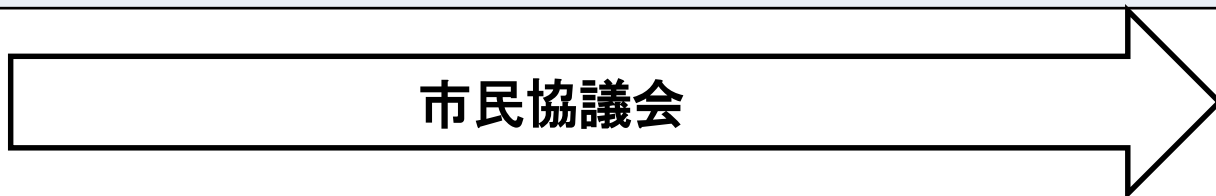
地区市民検討会の設置
市民へのPR、周知方法などの方針を定める



スケジュール

平成29年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本方針（素案）作成									意見 公募	基本方針 （素案）決定	



平成30年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住所整理審議会条例設置			住所整理審議会 設立		審議会による 基本方針の承認		住居表示条例・ 基準ほか設置		実施地 区決定	地区市民検討会設 立 町割・町名の検討 開始	



住所整理事業の流れ（案）

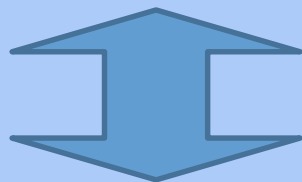
基本方針

町区域の設定方針
町名の考え方
実施地区の選定方法
進め方

実施地区の決定

住所整理審議会

地区市民検討会で
検討した内容の審議



地区市民検討会

町界の設定
町名の設定

詳細は条例、規則、
実施基準を定めて
決定する。

諮問

市長

答申

市議会

町区域変更
の議決

実際の住所設定作業

完了

